

「合併」の会計処理

制度調査部

齋藤 純

企業結合会計と会計処理例

【要約】

2006年4月1日以後開始する事業年度から、企業結合会計及び事業分離会計の適用が開始されている。これまでわが国には、組織再編に関する包括的な会計基準が存在しなかったが、今後は企業結合会計等に基づき、原則として、パーチェス法か持分プーリング法(又は持分プーリング法に準ずる方法)により会計処理されることとなる。

本稿では、吸収合併について、「取得」と判定された場合(パーチェス法適用)と「持分の結合」と判定された場合(持分プーリング法適用)の会計処理例を示す。

1. 「取得」と判定された吸収合併の会計処理

(1) 取得原価の算定

合併は、合併消滅会社から受け入れる財とその対価の交換と考えられる。合併存続会社は、合併消滅会社をいくらで取得したのかを確定する必要があるが、パーチェス法では、取得対価の時価で算定することが原則とされている。

取得対価が金銭の場合は現金支出額で測定することとなるが、取得対価が金銭以外の場合には、合併消滅会社から受け入れる財の時価とその対価の時価うち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する。従って、上場企業が吸収合併の対価として新株発行や自己株式の交付を行う場合には、一般的に、合併存続会社である上場企業の株式の時価により、取得原価を算定する。この場合、上場企業の株式の時価は、合併の主要条件が合意・公表された日以前の合理的な期間における株価を基礎として算定する¹。

企業結合に直接要した支出額については、取得の耐償性が認められるものは取得原価に含め、それ以外の費用は発生時に費用として処理する。取得原価に含める支出額には、企業結合の成立のために外部アドバイザーに支払った交渉や株式の交換比率の算定に係る特定の費用及び手数料等のうち、現実に契約に至った企業結合に関連する支出額が含まれる。

(2) 取得原価の配分

取得原価が確定した後は、その額を合併消滅会社から受け入れた資産及び負債に配分する。パーチェス法では合併消滅会社の資産及び負債は時価で受け入れるため、取得原価の配分は、企業結合日時点で識別可能な資産及び負債に対して、企業結合日時点の時価を基礎として行う。

¹ 株式交付日の株価が当該主要条件が合意されて公表された日以前の合理的な期間における株価と大きく異なる場合には、当該株式交付日の株価を基礎として算定することができる。

取得原価の配分は、原則として企業結合日以後 1 年以内に行うが、取得原価の配分が完了する前に中間決算又は年度決算を迎えた場合には、繰延税金資産・負債、土地、無形資産、偶発債務に係る引当金など、取得原価の配分が困難な項目に限り、暫定的な会計処理を行うことが認められる²。

取得原価が、合併消滅会社から受け入れた純資産額を上回る場合には、その超過額を「のれん」として認識し、取得原価が下回る場合には、「負ののれん」として認識する。のれんは、20 年以内の効果及ぶ期間にわたって規則的に償却し。償却額は販売費及び一般管理費に計上する(のれんについて減損処理を行う場合は特別損失に計上する)³。負ののれんは 20 年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で、規則的に償却する。

(3)合併存続会社の増加資本金

取得の対価として合併存続会社が新株を発行した場合には、合併存続会社では、払込資本(資本金、資本準備金又はその他資本剰余金)を増加させる。従って、パーチェス法においては、合併消滅会社の利益剰余金を引き継ぐことはできない。資本金、資本準備金又はその他資本剰余金のうちの項目を増加させるかは、会社法の規定⁴に基づいて決定する。

取得の対価として自己株式を交付した場合には、増加資本の額(自己株式の処分対価の額(時価))から自己株式の取得価額を控除して、自己株式処分差額として計上する。自己株式処分差益が生じた場合には「その他資本剰余金」に計上し、自己株式処分差損が生じた場合には「その他資本剰余金」から減額し、減額しきれない場合には「その他利益剰余金(繰越利益剰余金)」から減額する⁵。

² 暫定的な会計処理を行った項目について配分額が確定し、当初の配分額を修正した場合には、のれん又は負ののれんの額が修正されたものとする。

³ のれん又は負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、のれん又は負ののれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

⁴ 会社計算規則第 58 条。

⁵ 自己株式処分差損については、「その他資本剰余金」から控除することとする改正案(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案))が、企業会計基準委員会(ASBJ)から公表されている。

[前提]

A社がB社を、X1年4月1日に吸収合併する。この合併は「取得」と判定され、A社が取得企業、B社が被取得企業となる。

合併に伴い、A社はB社株主に株式を500株交付することとし、500株のうち100株は自己株式の処分により対応する。A社株式の合併合意公表日直前の時価は@10であり、自己株式の帳簿価額は@5である。

A社は、合併により、資本金を1,000、資本準備金を1,500、その他資本剰余金を1,500増加させることとした。合併に直接要した支出額は考慮しない。

A社合併前貸借対照表

諸資産	5,000	諸負債	1,500
		資本金	1,500
		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	
		利益準備金	300
		繰越利益剰余金	1,200
		自己株式	500
資産合計	5,000	負債・純資産合計	5,000

すべて資本準備金とする。

B社合併前貸借対照表

諸資産	3,000	諸負債	500
有価証券(その他有価証券)	1,000	資本金	1,500
(帳簿価額700)		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	
		利益準備金	300
		繰越利益剰余金	400
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	300
資産合計	4,000	負債・純資産合計	4,000

すべて資本準備金とする。

企業結合日の個別財務諸表上の合併仕訳

諸資産	3,000	自己株式	500
有価証券(その他有価証券)	1,000	諸負債	500
のれん	1,500	資本金	1,000
		資本剰余金(資本準備金)	1,500
		資本剰余金(その他資本剰余金)	1,500
		自己株式処分差益	500

のれん 1,500 = 5,000(交付した株式(自己株式を含む)の時価) - (3,000(B社諸資産) + 1,000(B社有価証券) - 500(B社諸負債))

A社合併後貸借対照表

諸資産	8,000	諸負債	2,000
有価証券(その他有価証券)	1,000	資本金	2,500
(帳簿価額700)		資本剰余金	
のれん	1,500	資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	2,000
		利益剰余金	
		利益準備金	300
		繰越利益剰余金	1,200
資産合計	10,500	負債・純資産合計	10,500

2. 「持分の結合」と判定された吸収合併の会計処理

(1) 合併消滅会社からの資産及び負債の引継ぎ

合併存続会社は、合併消滅会社の合併期日前日の適正な帳簿価額による資産及び負債を引き継ぐ。

ここでいう「適正な帳簿価額」とは、時価(又は再評価額)をもって貸借対照表価額とする場合の当該価額及びそれに対応する評価・換算差額等の額が含まれる。従って、例えば、合併消滅会社が有するその他有価証券を引き継ぐ場合には、時価で引き継ぐとともに、対応するその他有価証券評価差額金を受け入れることとなる。

また、「適正な帳簿価額」とは一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して算定された帳簿価額をいうため、例えば、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っている固定資産については、減損損失を計上した後の帳簿価額を指すこととなる。

(2) 合併存続会社の増加資本金

合併存続会社は、合併消滅会社の合併期日前日における資本金、資本剰余金及び利益剰余金を、自己株式の処理等を除き、原則としてそのまま引き継がなければならない⁶。

なお、合併に伴い、合併存続会社が発行するとともに自己株式を交付する場合には、合併消滅会社から引き継ぐ株主資本の額を、「新株の発行に相当する額」と「自己株式の処分に相当する額」とに按分し、「新株の発行に相当する額」については、合併消滅会社の株主資本の各項目の構成比率で按分した額を引き継ぐ。「自己株式の処分に相当する額」については、その金額から処分する自己株式の帳簿価額を控除した額を、自己株式処分差額として処理する。つまり、自己株式処分差益が生じた場合には「その他資本剰余金」に計上し、自己株式処分差損が生じた場合には「その他資本剰余金」から減額し、減額しきれない場合には「その他利益剰余金(繰越利益剰余金)」から減額する⁷。

(3) 吸収合併存続会社の連結財務諸表

持分プーリング法においては、合併存続会社は、合併期日が属する事業年度の期首(みなし合併日)に合併が行われたものとみなして連結財務諸表を作成する。この場合、合併存続会社と合併消滅会社の間で行われたみなし結合日から合併期日前日までの取引、及びそれらの取引から生じた損益は、連結財務諸表上、消去する。

⁶ 合併の手続きとともに株主資本の計数の変動手続きを行い、その効力が合併期日に生じる場合には、合併期日において会社の意思決定機関で定められた結果に従い、株主資本の計数を変動させることができる。

⁷ 自己株式処分差損については、「その他資本剰余金」から控除することとする改正案(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案))が、企業会計基準委員会(ASBJ)から公表されている。

[前提]

X1年4月1日にA社がB社を吸収合併する。この合併は「持分の結合」と判定される。合併に伴い、A社はB社株主にA社株式を500株交付することとし、500株のうち100株は自己株式の処分により対応する。A社が保有する自己株式の帳簿価額は@5である。合併に直接要した支出額は考慮しない。

A 社合併前貸借対照表

諸資産	5,000	諸負債	1,500
		資本金	1,500
		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	
		利益準備金	300
		繰越利益剰余金	1,200
		自己株式	500
資産合計	5,000	負債・純資産合計	5,000

すべて資本準備金とする。

B 社合併前貸借対照表

諸資産	3,000	諸負債	500
有価証券(その他有価証券)	1,000	資本金	1,500
(帳簿価額 700)		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	
		利益準備金	300
		繰越利益剰余金	400
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	300
資産合計	4,000	負債・純資産合計	4,000

すべて資本準備金とする。

企業結合日の個別財務諸表上の合併仕訳

諸資産	3,000	自己株式	500
有価証券(その他有価証券)	1,000	諸負債	500
		資本金	1,200 ¹
		資本剰余金(資本準備金)	800 ²
		利益準備金	240 ³
		繰越利益剰余金	320 ⁴
		その他有価証券評価差額金	300
		自己株式処分差益	140 ⁵

1 資本金 1,200 = 1,500 × 400(新株発行数) / 500(B社株主への交付株式総数)

2 資本剰余金 800 = 1,000 × 400 / 500

3 利益準備金 240 = 300 × 400 / 500

4 繰越利益剰余金 320 = 500 × 400 / 500

5 自己株式処分差益 140 = {(3,500(B社純資産) - 300(その他有価証券評価差額金)) × 100(自己株式交付数) / 500(B社株主への交付株式総数) - 500(自己株式の帳簿価額)}

A 社合併後貸借対照表

諸資産	8,000	諸負債	2,000
有価証券(その他有価証券)	1,000	資本金	2,700
(帳簿価額 700)		資本剰余金	
		資本準備金	1,800
		その他資本剰余金	140
		利益剰余金	
		利益準備金	540
		繰越利益剰余金	1,520
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	300
資産合計	9,000	負債・純資産合計	9,000